職場意識改善計画

平成 23年 7月 28日

		平成 23年 7月 28日
取組事項		具体的な取組内容
1	実施体制の整備のための措置	
	①労働時間等設定改善委員会の設置等 労使の話し合いの機会の整備	(1年度目) 労働時間、休日、休暇などについて、労使間の話し合いの場として、労働時間等設定改善委員会(労使懇談会)を設ける。また、委員の任期や委員会(懇談会)の運営等について必要な事項を盛り込んだ規程を策定する。 (2年度目) 設置した労働時間等設定改善委員会(労使懇談会)において、所定労働時間の削減、年次有給休暇を取得しやすい環境整備、業務改善など様々な議題を扱うこととし、年4回程度を目標として定期的に開催する。
	②労働時間等に関する個々の苦情、意見及び要望を受け付けるための担当者 の選任	(1年度目) 事業場内の職場意識を改善するため、労働者各人からの労働時間等に係る個々の苦情、意見及び要望を受け付けるための担当者を選任するなどにより、受付体制を整備する。また、労働者に対して受付体制や担当者について周知を図る。 (2年度目) 1年度目の労働時間等に関する個々の苦情、意見及び要望の状況を踏まえ、より受付しやすい体制の整備を検討・整備する。
2	職場意識改善のための措置	
	①労働者に対する職場意識改善計画の 周知	(1年度目) 労働者に対して、職場意識改善計画の周知を図るため、社内掲示板への掲示を行う。 (2年度目) 労働者への周知として、職場意識改善計画のポイントや取り組み事例をまとめたパンフを作成し、労働者全員に配布することにより、一層の周知を図るとともに、自社のホームページに職場意識改善についての実績を掲載する。
	②職場意識改善のための研修の実施	(1年度目) 職場意識改善の必要性や意義について、主に管理職に対して研修会 を最低1回開催し、意識啓発を図る。 (2年度目) 管理職のみならず、労働者を対象に研修会を最低1回開催し、労働 者の意識改革を図る。

職場意識改善計画

取組事項	具体的な取組内容
3 労働時間等の設定の改善のための措置	(注) ①及び②は必ず記載し、③~⑤のうち1つ以上選択してください。
①年次有給休暇の取得促進のための措 置	(1年度目) 年次有給休暇の取得を促進するため、シフト作成時に人員配置の責任者から積極的に年次有給休暇の取得を呼びかけ、年次有給休暇取得率の向上に取り組む。 (2年度目) 年次有給休暇の取得率が前年度よりも低かった者に対し、個別に注意喚起を行い、年次有給休暇の取得率向上を図る。
②所定外労働削減のための措置	(1年度目) 所定外労働を削減する具体的な取り組みとして、特に労働時間が増大する年末年始において、勤務時間を短縮できるよう対策会議を行い、対策をする。 (2年度目) 年末年始のみならず年間を通じて、所定外労働を短縮できる業務体制へと改善していく。計画的に効率よくメリハリをつけて仕事をすすめること、安易に残業しない・させないという意識改革を進めることに取り組む。
③労働者の抱える多様な事情及び業務 の態様に対応した労働時間の設定	(2年度目)
④労働時間等設定改善指針の2の (2)に定められた、特に配慮を必要 とする労働者に対する休暇の付与等の 措置	(2年度目)
⑤ワークシェアリング、在宅勤務、テレワーク等の活用による多様な就労を可能とする措置	(1年度目) 労働者の要望を踏まえ、在宅勤務制度等を検討し、導入する。 (2年度目) 1年度目に導入した制度について必要な修正を行う。
4 制度面の改善のための措置 (注) 3に記載した措置も該当する場合は再掲の こと	(1年度目)